

## 建築構造調査士運営委員会報告

### 第7回建築構造調査士資格試験および第4回更新講習会の開催に向けて

建築構造調査士運営委員長 中村 幸悦

#### 1. はじめに

本年度より、山下前委員長に代わり、委員長に就任させていただきました。  
引き続き建築構造調査士運営委員会を盛り立てて参りたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

本協会認定「建築構造調査士」資格制度では、これまで延べ255名の建築構造調査士が誕生し、このうち更新者は、これまで延べ152名が更新手続きを済ませました。  
今年度は、本資格制度の運用7年目にあたり、新たに、第7回新規資格者を募ると共に、第4回目の合格者にとっては既存資格の更新時期を迎える年でもあります。

#### 2. 昨年、平成27年度(2015年度)の第6回認定資格試験の実施状況

- 平成27年10月28日 資格認定テキスト講習会
- 平成27年11月27日 資格認定実技講習会・総合判定試験
- 平成28年 2月10日 建築構造調査士試験判定会
- 平成28年 3月 8日 平成27年度資格認定試験合格発表(協会HPに掲載中)
- 平成28年 3月30日 建築構造調査士「資格登録証」の交付・発行



H27.10.28 テキスト講習会風景



H27.11.27 実技講習会風景

#### 3. 建築構造調査士認定資格制度のあるべき姿

協会認定資格となる「建築構造調査士」とは、RC造・S造・これらの混合構造・組積造等の建築物の耐震構造体の現状調査に対して実態を正しく捉え、的確に調査報告のできる実績ある「調査技術者」を資格対象とするものであり、一方の調査結果に基づく診断計算・評価・補強設計等を分担する一級建築士等の「診断技術者」とは、両翼の一端を担うような相互関係にあるものと位置付けられます。

この資格制度の役割は、正会員・賛助会員各社の社員を対象として、建築構造物の調査を実施する技術者の育成、資質の向上、耐震診断・耐震補強に関連した調査技術の共

有化とともに、協会員の社会的基盤の確立、社会的地位の向上を志向するための一助となる大きな目標であり、本協会員による責任ある調査活動の証として、この認定資格制度を有効に活用することで、ニーズの拡大やさらなる発展が期待されます。

#### 4. 本認定資格試験の受験要件

- 本協会の正会員、または賛助会員であること。
- 日頃の業務において、既存構造物の現地構造調査に対して、実態を正しく捉え、的確に調査報告のできる経験ある調査技術者であること。
- 本協会の一員として、構造調査等を通して、本調査士資格を内外に広く活用、周知、普及していく強い意志を持つ調査技術者であること。

さらに、昨年度より①一級建築士、②二級建築士、③技術士の有資格者による受講の場合、筆記による判定試験を免除とし、認定資格講習会(テキスト講習会・実技講習会)の受講をもって合格とすることといたしました。

#### 5. 今年、平成28年度(2016年度)の第7回認定資格試験の開催日程

今年度の「建築構造調査士」認定資格試験(テキスト講習会・実技講習会)の日程は、確定次第、後日、詳細を通知いたします。

#### 6. 「建築構造調査士」認定資格の取得・登録

- 合否判定 : テキスト・実技講習及び判定試験結果に基づき、当運営委員会において合否判定を行い、年度内に合格者を決定する。
- 資格登録証の交付 : 受講合格者には、本協会認定の資格登録証を交付する。
- 登録の有効期限 : 合格後3年間とする。
- 登録の更新 : 有効期限年度の更新講習会を受講しなければならない。
- 登録資格の表示 : 構造調査業務に就くときは、必ず本資格証を携帯すること。
- 名刺への資格表示 : 「建築構造調査士(Strec)」と表示すること。



「資格登録証」

#### 7. 「資格更新のための講習会」の開催日程

資格更新では、指定された講習会への受講が必要条件となるので、講習会の日程が確定次第、更新対象者に詳細を通知いたします。

#### 8. おわりに

本協会認定資格制度は、これまで以上に益々の資格制度の充実・向上に鋭意努めてまいりますので、正会員・賛助会員の皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。